

110 特定施設入居者生活介護「基準チェックシート」

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年2月26日 札幌市条例第8号)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適・否 適・否 適・否	法第73条第1項 条例第217条第1項（令第174条第1項）	・ 概況説明 ・ 定款、寄付行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適・否	条例第217条第2項（令第174条第2項）	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護の事業者は、その運営に当たっては、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有していないか。	適・否	条例第4条第3項	
第2 人員に関する基準	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。		法第74条第1項 条例第218条第1項（令第175条第1項）	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数が分かる職員名簿 ・ 入居者数の分かる書類
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適・否 適・否	条例第218条第1項第1号（令第175条第1項1号） 条例第218条第4項（令第175条第4項）	
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適・否	条例第218条第1項第2号ア（令第175条第1項第2号イ）	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 職員名簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数が分かる職員名簿 ・ 入居者数の分かる書類
	(2) 看護職員は、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適・否	条例第218条第1項第2号イ（ア） 条例第218条第1項第2号イ（イ）（令第175条第1項第2号ロ）	
	(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。	適・否	条例第218条第1項第2号ウ（令第175条第1項第2号ハ）	
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。	適・否	条例第218条第5項（令第175条第5項）	
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適・否	条例第218条第1項第3号（令第175条第1項第3号）	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 免許証等（写）
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。（ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。）この訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。	適・否	条例第218条第6項（令第175条第6項） 平11老企25第3の十の1(3)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）となっているか。	適・否	条例第218条第1項第4号（ 令第175条第1項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・出勤簿 ・介護支援専門員証（写） ・経歴書
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。） また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><参考> 介護支援専門員証の有効期間は5年間で有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと証が無効になります。</p> </div>	適・否 適・否	条例第218条第7項（令第175条第7項）	
※ 経過措置 (介護予防も同様)	(1) 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第381条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。 イ 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数 (2) 令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	該当 ・ 非該当 該当 ・ 非該当	条例附則第13条（令附則第19条） 条例附則第14条（令附則第20条）	
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受けている場合	指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、1の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数はそれぞれ次のとおりとなっているか。		条例第218条第2項（令第175条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・出勤簿・常勤、非常勤職員の員数が分かる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（総利用者数）が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。 (2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適・否 適・否	条例第218条第2項第1号（ 令第175条第2項第1号） 条例第218条第4項（令第175条第4項）	
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）以上であるか。	適・否	条例第218条第2項第2号ア（ 令第175条第2項第2号イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・出勤簿・職員名簿・常勤、非常勤職員の員数が分かる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(2) 看護職員または介護職員は、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、総利用者数が30を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適・否	条例第218条第2項第2号イ（ア） 条例第218条第2項第2号イ（イ） （令第175条第2項第2号ロ）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3) 常に1以上の指定特定施設入所者生活介護及び指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。(ただし、指定介護予防特定施設入所者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではない。)	適・否	条例第218条第2項第2号ウ (令第175条第2項第2号ハ)	
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者となっているか。 (ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。)	適・否	条例第218条第9項(令第175条第8項)	
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適・否	条例第218条第2項第3号 (令第175条第2項第3号)	・職員勤務表 ・出勤簿 ・免許証等(写)
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。(ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。) この訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。	適・否	条例第218条第6項(令第175条第6項) 平11老企25第3の十の1(3)	
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)となっているか。	適・否	条例第218条第2項第4号 (令第175条第2項第4号)	・職員勤務表 ・出勤簿 ・介護支援専門員証(写) ・経歴書
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。(ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。) また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。	適・否	条例第218条第7項(令第175条第7項)	
3 利用者の数	利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は前年度の平均値となっているか。 (ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。)	適・否	条例第218条第3項(令第175条第3項)	・前年度の利用者実績が分かる書類
4 管理者	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし指定特定施設の管理上支障がない場合は当該指定特定施設における他の職務に従事し又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	適・否	条例第219条第1項(令第176条)	・職員勤務表 ・出勤簿
第3 設備に関する基準	(1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適・否	法第74条第2項 条例第220条第1項 (令第177条第1項) 条例第220条第2項 (令第177条第2項)	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
1 設備	ただし、(1)の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。(ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは差し支えない。)	適・否	条例第220条第3項(令第177条第3項)	
(1) 介護居室	(1) 一の居室の定員は、1人となっているか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としても差し支えない。)	適・否	条例第220条第4項(令第177条第4項第1号)	・事業所の平面図
	(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適・否		
	(3) 地階に設けていないか。	適・否		
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適・否		
(2) 一時介護室	介護を行うために適当な広さを有しているか。	適・否	条例第220条第4項第2号(令第177条第4項第2号)	
(3) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適・否	条例第220条第4項第3号(令第177条第4項第3号)	
(4) 便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適・否	条例第220条第4項第4号(令第177条第4項第4号)	
(5) 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適・否	条例第220条第4項第5号(令第177条第4項第5号)	・事業所の平面図
(6) 機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 ・上記(1)、(2)、(5)及び(6)でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適・否 適・否	条例第220条第4項第5号(令第177条第4項第6号) 平11老企25第3の十の2(3)	
※ 経過措置	令和6年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	該当 ・ 非該当	条例附則第15条(令附則第21条)	
2 構造	(1) 指定特定施設は利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適・否	条例第220条第5項(令第177条第5項)	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・建築確認書等
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適・否	条例第220条第6項(令第177条第6項)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) 指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。</p> <p>(経過措置) 平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであって次のいずれにも該当するものとして平成12年厚生省告示第48号（厚生労働大臣が定める有料老人ホーム）に該当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。</p> <p>① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」を）併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>② 入所定員が50人未満であること。</p> <p>③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」）が比較的「低」廉であること。</p> <p>④ 入所者から利用料、運営基準第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金額を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	適・否	<p>条例第220条第7項（令第177条第7項）</p> <p>平11厚令37附則第13条</p> <p>条例第220条第8項（令第177条第8項）</p>	
<p>第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p>	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	適・否	<p>法第74条第2項 条例第221条第1項（令第178条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規定 ・ 説明書 ・ 入居申込書 ・ 同意書 ・ 契約書等
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。	適・否	<p>平11老企25第3の十の3(1)</p>	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。	適・否	<p>条例第221条第2項（令第178条第2項）</p>	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記しているか。	適・否	<p>条例第221条第3項（令第178条第3項）</p>	
<p>2 受給資格等の確認</p>	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第12条第1項準用） （令第192条準用（第11条第1項））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適・否	<p>法第73条第2項</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
3 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	条例第237条第1項（条例第13条第1項準用）（令第192条準用（第12条第1項））	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第13条第2項準用）（令第192条準用（第12条第2項））	
4 特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。	適・否	条例第222条第1項（令第179条第1項）	・入居申込書 ・入居申込受付簿
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適・否	条例第222条第2項（令第179条第2項）	・介護サービス記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適・否	条例第222条第3項（令第179条第3項）	・紹介の記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適・否	条例第222条第4項（令第179条第4項）	・利用者に関する記録
5 サービスの提供の記録	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適・否	条例第224条第1項（令第181条第1項）	・介護サービス記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否	条例第224条第2項（令第181条第2項）	
6 利用料等の受領	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 1割相当額の支払いを受けているか。	適・否	条例第225条第1項（令第182条第1項）	・特定施設サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否		
	{法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合} 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①、②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者には負担されることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p>	適・否	<p>条例第225条第3項 (令第182条第3項)</p> <p>平11老企25第3の十の3(5) の② 平12老企54</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設サービス計画書 ・ 領収証控 ・ 運営規程 ・ 同意に関する記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第225条第4項 (令第182条第4項)	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	<p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証には費用区分を明確にしているか ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用（個別の費用ごとの区分） 	適・否	施行規則第65条	
7 保険給付の請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第22条第1項準用） 平11厚令37第192条準用（第21条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可能）
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。	適・否	条例第226条第1項（令第183条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設サービス計画書 ・ 使用しているパンフレット等 ・ 身体拘束に関する記録 ・ 介護日誌
	(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否	条例第226条第2項（令第183条第2項）	
	(3) 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすくように説明を行っているか。	適・否	条例第226条第3項（令第183条第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画、出張命令 ・ 研修会資料 ・ 改善計画 ・ 評価を実施した記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(身体的拘束の対象となる具体的行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 	適・否	<p>条例第226条第4項（令第183条第4項）</p> <p>平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画、出張命令 ・ 研修会資料 ・ 改善計画 ・ 評価を実施した記録
	<p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。</p>	適・否	平13老発155の2, 3	
	<p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>	適・否	<p>条例第226条第5項（令第183条第5項）</p> <p>平13老発155の6</p>	
	<p>(7) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について</p> <p>ア 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。</p> <p>イ 委員会は幅広い職種（施設長、看護職員、介護職員、生活相談員等）で構成されており、構成メンバーの責務と役割分担を明確化しているか。</p> <p>ウ 委員会の開催時には以下の点について、留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ・ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ・ 委員会において、上記のとおり報告された事例を集計し、分析すること。 ・ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ・ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ・ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第226条第6項（令第183条第6項）</p>	

	(8) 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」に次のような項目を盛り込んでいるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	適・否	条例第226第6項（令第183条第6項）	
	(9) 介護職員その他の従事者に対する身体的拘束等の適正化のための研修について、当該指定特定施設が整備した指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施しているか。 また、研修の内容は記録しているか。	適・否 適・否	条例第226第6項（令第183条第6項）	
	(10) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第226第7項（令第183条第7項）	
9 特定施設サービス計画の作成	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適・否	条例第227条第1項（令第184条第1項）	・ 特定施設サービス計画書
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適・否	条例第227条第2項（令第184条第2項）	・ 利用者に関する記録 ・ 利用者の能力、環境等を評価した記録
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適・否	条例第227条第3項（令第184条第3項）	・ 協議記録 ・ 特定施設サービス計画原案 ・ 原案に対する同意書
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第227条第4項（令第184条第4項）	
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適・否	条例第227条第5項（令第184条第5項）	
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適・否	条例第227条第6項（令第184条第6項）	
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適・否	条例第227条第7条（令第184条第7項）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
10 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。	適・否	条例第228条第1項（令第185条第1項） 平11老企25第3の十の3(8)の①	・ 特定施設サービス計画書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	適・否	条例第228条第2項（令第185条第2項）	・ 入浴記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	条例第228条第3項（令第185条第3項）	・ 特定施設サービス計画書 ・ 利用者に関する記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は上記(1)から(3)のほか利用者に対し食事、離床、着替え整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	条例第228条第4項（令第185条第4項）	・ 利用者に関する記録
11 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第159条第1項準用） （令第192条準用（第132条））	・ 利用者に関する記録
12 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否	条例第229条第1項（令第186条）	・ 利用者に関する記録 ・ 看護記録
13 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適・否	条例第230条第1項（令第187条）	・ 利用者に関する記録 ・ 相談記録等
14 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	条例第231条第1項（令第188条）	・ 利用者に関する記録 ・ 面会に関する記録
15 利用者に関する市町村への通知	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	条例第237条第1項（条例第27条第1項第1号、条例第27条第1項第2号準用） （令第192条準用（第26条））	・ 市町村に送付した通知に係る記録
16 緊急時等の対応	(1) 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・ 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否 適・否	条例第237条第1項（条例第55条第1項準用） （令第192条準用（第51条））	・ 運営規程 ・ 連絡体制に関する書類
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の二の3(3)の②）	・ 契約書
17 管理者の責務	(1) 指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第56条第1項準用） （令第192条準用（第52条第1項））	・ 組織図 ・ 組織規程 ・ 職務分担表 ・ 業務報告書 ・ 業務日誌等
	(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第56条第2項準用） （令第192条準用（第52条第2項））	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
18 運営規程	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで努力義務） ⑩ その他運営に関する重要事項 <p>なお、⑩のその他運営に関する重要事項として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p>・①～⑩の内容は適正か。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第232条第1項（令第189条）</p>	<p>・運営規程 ・指定申請及び変更届（写）</p>
19 等 勤務体制の確保	<p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第233条第1項（令第190条第1項）</p>	
	<p>(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平11老企25第3の十の3(12)の①</p>	
	<p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。（ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。）</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 この場合において、委託者は、受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。 （なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務についてはこの限りではない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第233条第2項（令第190条第2項） 平11老企25第3の十の3(12)の②</p>	<p>・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・委託契約書 ・確認結果の記録 ・研修受講修了証明書 ・研修計画等</p>
	<p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。また、上記④の指示は文書により行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平11老企25第3の十の3(12)の③④⑤</p>	
	<p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第233条第3項（令第190条第3項）</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させているか（令和6年3月31日まで努力義務）。	適・否	条例第233条第4項（令第190条第4項）	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・委託契約書 ・確認結果の記録 ・研修受講修了証明書 ・研修計画等
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。	適・否	条例第233条第5項（令第190条第5項）	
20 協力医療機関	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、等協力医療機関を定めているか。	適・否	条例第234条第1項（令第191条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・契約書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適・否	条例第234条第2項（令第191条第2項）	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	平11老企25第3の十の3(13)	
21 地域との連携等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	条例第235条第1項（令第191条の2第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	条例第235条第2項（令第191条の2第2項）	
22 非常災害対策	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規制第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項）により詳細確認</p>	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第110条第1項準用） （令第192条準用（第103条））</p> <p>準用（平11老企25第3の六の3(6)）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画（消防計画に準ずる計画） ・訓練記録
23 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等 ・食中毒防止等の研修記録簿 ・指導等に関する記録 ・現場を確認
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第111条第1項準用） （令第192条準用（第104条第1項））</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるよう努めているか（令和6年3月31日まで努力義務）。</p> <p>また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該指定特定施設入居者生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設入居者生活介護従業者に周知徹底を図ること。 当該指定特定施設入居者生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 当該指定特定施設入居者生活介護事業者において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第111条第2項準用） （令第192条準用（第104条第2項）） 準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽の清掃記録 衛生マニュアル等 食中毒防止等の研修記録簿 指導等に関する記録 現場を確認
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の③）	
24 掲示	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか（当該書面を事業所に備付け、関係者がいつでも閲覧できる状態にすることを掲示に代えることができる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認。 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第237条第1項（条例第34条第1項準用） （令第192条準用（第32条））</p>	・掲示物
25 秘密保持等	(1) 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第237条第1項（条例第35条第1項準用） （令第192条準用（第33条第1項））</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就業時の取り決め等の記録 利用者の同意書 実際に使用された文書（会議資料等）
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第35条第2項準用） （令第192条準用（第33条第2項））</p>	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第237条第1項（条例第35条第3項準用） （令第192条準用（第33条第3項））</p>	
26 広告	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第237条第1項（条例第36条第1項準用） （令第192条準用（第34条））</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等 ポスター等 広告
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	<p>条例第237条第1項（条例第37条第1項準用） （令第192条準用（第35条））</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
28 苦情処理	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。	適・否 適・否	条例第237条第1項（条例第38条第1項準用） 平11厚令37第192条準用（第36条第1項） 準用（平11老企25第3の一の3(23)の①）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第38条第2項準用） （令第192条準用（第36条第2項））	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の一の3(23)の②）	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第38条第3項準用） （令第192条準用（第36条第3項））	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第38条第4項準用） （令第192条準用（第36条第4項））	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第2号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第38条第5項準用） （令第192条準用（第36条第5項））	
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第38条第6項準用） （令第192条準用（第36条第6項））	
29 事故発生時の対応	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第40条第1項準用） （令第192条準用（第37条第1項））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 事故に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第40条第2項準用） （令第192条準用（第37条第2項））	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	条例第237条第1項（条例第40条第3項準用） （令第192条準用（第37条第3項））	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(24)の③)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
30 虐待の防止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか(令和6年3月31日まで努力義務)。 (1) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否	条例第237条第1項(条例第40条の2準用)(令第192条準用(第37条の2))	
31 会計の区分	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例第237条第1項(条例第41条第1項準用)(令第192条準用(第38条))	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
32 業務継続計画	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設入居者生活介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。(令和6年3月31日まで努力義務)	適・否	条例第237条第1項(条例第32の2条第1項準用)(令第192条準用(第32の2条))	・業務継続計画書
33 記録の整備 (独自基準)	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第236条第1項(令第191条の3第1項)	
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 条例第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第226条第5項の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第233条第3項の規定による結果等の記録 ⑤ 条例第237条第1項において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑥ 条例第237条第1項において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦ 条例第237条第1項において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 ⑧ 施行規則第64条第3号に規定する書類 ⑨ 特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	適・否	条例第236条第2項(令第191条の3第2項)	・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・特定施設サービス計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録
	(3) (2)の①～⑨の書類について、以下の期間保存しているか。 ・①～③については、その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日まで ・④～⑧については、その完結の日から2年を経過した日まで ・⑨については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで	適・否	条例第236条第3項	

別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項）

確認項目	確認事項	点検結果		根拠法令	関係書類																										
消防計画等	1 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を想定した非常災害計画（以下「消防計画等」という。）を別に定めているか。 ■想定している自然災害の有無 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">地震：有・無</td> <td style="width:33%;">風水害：有・無</td> <td style="width:33%;">その他（具体的）</td> </tr> <tr> <td>津波：有・無</td> <td>土砂災害：有・無</td> <td></td> </tr> </table> ※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」。 2 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか。 ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> <tr> <td>避難訓練</td> <td>(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </table> 避難訓練のうち年1回以上は夜間（又は夜間想定）訓練を行っているか。 ・（いる） また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。（通所の事業所を除く） ・（いない） ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> <tr> <td>夜間想定訓練</td> <td>(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </table>	地震：有・無	風水害：有・無	その他（具体的）	津波：有・無	土砂災害：有・無		訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数	避難訓練	(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)	回	回	回	訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数	夜間想定訓練	(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)	回	回	回	いる	いない	※1、※2	消防計画策定届出書 防災計画（マニュアル）等 避難訓練結果記録
	地震：有・無	風水害：有・無	その他（具体的）																												
津波：有・無	土砂災害：有・無																														
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数																											
避難訓練	(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)	回	回	回																											
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数																											
夜間想定訓練	(H.....) (H.....) (H.....) (H.....)	回	回	回																											
組織体制	3 自然災害発生時の避難体制（避難場所、避難経路等）、職員の任務分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者へ周知徹底されているか。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>避難場所（ ）</td> <td>任務分担の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難経路（ ）</td> <td>動員計画の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難方法（用具）（ ）</td> <td>夜間の避難誘導體制</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">職員・利用者への周知方法（ ）</td> </tr> </table>	避難場所（ ）	任務分担の有無	有・無	避難経路（ ）	動員計画の有無	有・無	避難方法（用具）（ ）	夜間の避難誘導體制	有・無	職員・利用者への周知方法（ ）			いる	いない	※1、※2	非常時連絡網														
	避難場所（ ）	任務分担の有無	有・無																												
避難経路（ ）	動員計画の有無	有・無																													
避難方法（用具）（ ）	夜間の避難誘導體制	有・無																													
職員・利用者への周知方法（ ）																															
緊急連絡体制の整備	4 火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。 ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 ・（いる） ・（いない） ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。 ・（いる） ・（いない）	いる	いない	※1、※2 ※4、※6	連絡体制表																										
防災教育の実施	5 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を実施しているか。 ・（いる） 具体例（ ） ・（いない）			※3、※5	職員研修記録等																										
地域住民等との協力	6 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 ・（いる） 具体例（ ） ・（いない）			※6																											

【根拠法令】 ※1 事業種別毎の「人員、設備及び運営に関する基準」（H11厚生省令37号、39号、40号及び41号） ※2 ※1の解釈通知（H11老企第25号、43号、44号及び45号） ※3 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（国通知S55.1.16 社援5号） ※4 「社会福祉施設における」防災対策の強化について（5.1.25 社老1874号）	※5 「社会福祉施設における地震防災対策について」（H7.5.8 地福3058号） ※6 「社会福祉施設等における防災対策の徹底について」（H21.8.13 施運 371号） ※7 消防法施行規則第3条
--	---